

平成22年度

## 一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

### 反対討論原稿

平成23年9月22日

日本共産党議員団

梶田進

私は日本共産党議員団を代表して、認定第1号「平成22年度武豊町一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第4号「平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の2会計決算認定について、この際、一括して反対討論を行ないます。

去る8月30日、菅内閣の総辞職を受けて開かれた衆参両院本会議で、民主党の野田佳彦代表が首相に選出され、9月2日、野田新内閣が発足しました。

発足早々から明らかになったことは、自民・公明両党にすり寄り、連携を深め、大連立を請い願うという方向で民主党政権の延命を図るという姿がはっきりと示されたことでもあります。

消費税の増税、原発の推進、米軍普天間基地の辺野古「移設」、こういう古い自民党政治を進めるという点で「民自公の翼賛体制」ともいうべきものが、いまつくられつつあります。

しかし、この流れは、「自民党政治を変えてほしい」という思いを「政権交代」に託した国民の願いを真っ向から裏切ることになるということをはっきりしています。

こうした情勢の下で、地方自治法を引くまでもなく、地方自治体は住民の福祉の増進という責務を自覚し、住民の暮らしと福祉・教育の拡充を進め、住んでよかったといえる武豊の町づくりを推進しなければなりません。

認定第1号は、「安心・安全なまちづくり」を標榜する初山町長が、学校・保育園の耐震改修の促進、保育料の引き下げ、南部子育て支援センター設立の推進、長尾児童クラブの武豊小学校への移設等々の施策が実施され、安全・安心、福祉を後退させないなど、住民の要望に応える内容を含むものとなっています。

その一方で、既に予算審査の折にも指摘したことですが、受け入れがたい施策が進められている従来型の予算でもあります。

第一に、職員の給料、期末・勤勉手当の引き下げ、地域手当など職員の生活に直結する旧与党の引き下げが実行された予算であります。年間約1億2700万円削減され、職員一人当たり年間39万円程度の引き下げが実施されたことになり、職員の約一か月分の給

料減となっており、容認できるものではありません。

第二に、リニア新線建設促進、伊勢湾口道路建設推進、名浜道路建設の推進など、大型公共事業の推進を図る諸団体への負担金問題であります。国の財政は危機的状況に追い込んでいる原因の大本は、田中角栄元首相が唱えた「日本列島改造」以後、大型公共事業が次々と進められ、また、アメリカとのプラザ合意に基づき630兆円もの公共事業ありきで、大型の公共事業が進められましたことにあります。

その結果、国債発行残高は943兆円を超え、先進国ではもともと財政状況の厳しい国の一つとなってしまいました。

民主党政権の下で、「コンクリートから人へ」と政策転換がはかられよとしている現在、近隣市町とのお付き合い程度の理由で、無駄な大型公共事業の推進を図る団体への負担金は必要不可欠とは言い難く、負担金を支出している大型公共事業は将来に付けを回す可能性が高いものであります。負担金額の多寡が問題ではなく、初山町政の政治姿勢の問題であり、住民本位を貫くのであれば、これらの負担金支出は中止すべきであります。

第三は、県産業立地推進協議会負担金、新産業立地推進奨励金は、主に大企業を優遇をする負担金、奨励金であります。

新産業立地推進奨励金4524万6千円は、新規に企業立地したことを理由に民間企業へ固定資産税分を還元するものであり、到底容認することはできません。

今回、奨励金4524万円余を支給する企業は新規立地企業とされていますが、実態は旧企業から廃止部門を引き継いだ企業で、分社化されたに過ぎないものであります。

このように、実態として、新規企業の立地とは認めがたい今回の新産業立地推進奨励金の交付は、住民感情からも到底許されるものではありません。

知多南部広域環境組合は、住民への説明もなく設立が強行されたものであります。今後、負担増を招かない、住民サービスを低下させない、環境への悪影響を与えないこと等を明確にして、運営をすることを求めます。

また、建設予定地とされている場所は、東海・東南海・南海地震等の3連動地震の発災間近と言われていることを考えれば、地震・津波の被災が危惧される場所であり、建設予定地の再検討と広域処理・施設の大規模化の是非を含めて、根本的な再検討を求めるものであります。

道路橋りょう費が5千万円余、12.4%も削減されました。生活道路等の新設・改良など、住民生活に直結した予算であり、今後、いっそう拡充して住民要望に応えられることを求めます。

国民健康保険特別会計へ一般会計から支援する「その他繰入金」が前年比1億円余増、約86%増となりました。その理由として、医療給付費の増加と一般被保険者の収入減等による歳入減があいまって繰り出し金が多額となっています。このことから、平成22年度中に見直しを検討したい旨を表明されていますが、世帯数の約1/3、人口の1/4が加入する国民健康保険であり、多くの住民が影響を受けます。2億数千万円の財政支援は、一見大きな金額に見えますが、国保加入者の生活実態からみるならば、必要な金額であり

ます。

しかし、残念ながら、平成23年度当初予算では、前年度比約1億円余減、-46.6%となっています。医療福祉の拡充と住民負担軽減のためにも、一般会計から財政支援を拡充するよう、改めて求めるものであります。

認定第4号「平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、後期高齢者医療制度そのものが、「ウバ捨て山医療」と呼ばれ、制度開始前、開始後も一貫して強い世論の反対にさらされています。

そもそも、年齢で医療差別を実施する医療制度は、医療保険制度を導入している世界各国でこの「後期高齢者医療制度」のみであります。

民主党政権は、野党の時代には協力して「後期高齢者医療制度」廃止法案を参議院で可決していましたが、総選挙で勝利し政権交代を果たした後は、「4年後に新しい制度に移行する」と後退し、最近では、医療内容は現状のままで国民健康保険に統合し、対象年齢を65歳に引き下げるという改悪を考えていることが明らかになりました。

新年度は制度発足後2年を経過し、保険料の見直しが行なわれ愛知県では平均3660円増となりました。

認定第4号は、廃止されて当然の医療制度に対する特別会計であり、高齢者を差別する医療制度に反対する立場から、認定に反対するものであります。

以上で、認定第1号及び認定第4号に対する反対討論といたします。

以 上